

厚真町議会新総合計画策定に関する 調査特別委員会資料

(令和6年10月7日)

【件名】

「第5次厚真町総合計画」策定について

まちづくり推進課

第5次厚真町総合計画策定方針

1 策定の目的

総合計画は、中・長期的な視点で、まちづくりを総合的に進めるための将来ビジョンや取り組みを示した計画です。平成28年に策定した第4次厚真町総合計画は、令和7年度に目標年次を迎えます。社会の変動性、不確実性、複雑性が高まる中、これまでのまちづくりの理念を継承しながらも、社会の変化に柔軟に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ戦略的に進めていくため、今後10年のまちづくりの基本方向を示す第5次厚真町総合計画を策定します。この計画に基づいてまちづくりを進めることにより、行政だけでなく、まちづくりに関わるすべての主体がまちの将来ビジョンを共有しながら、まちづくりに関わるができるようにします。

2 計画の位置付け

総合計画は、町が策定する計画のうち、最も基本となる計画であって、行政や町民、関係人口など、厚真町に関わる様々な主体が共創してまちづくりを進めるための基本的な方向性を示す羅針盤とします。特定分野における町の政策における基本的な方向等を明らかにする計画（以下、「分野別計画」という。）は、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、推進することとします。

3 計画のコンセプト

- ① 各分野別計画における施策（枝）を統括する重点プログラム（幹）とし、行財政運営の指針とします。
- ② 目指すまちの将来像を定め、その実現に資する実効性ある計画にします。
- ③ 町の現状と課題を構造的に捉え、特に重点的に取り組むべき重心（レバレッジポイント）を明らかにしたメリハリある計画にします。
- ④ 行政、町民など、まちづくりに携わる様々な主体が連携・協働して実行できる計画にします。
- ⑤ 今後の社会変化を見据え、柔軟に対応できる計画にします。
- ⑥ シンプルで分かりやすい計画にします。
- ⑦ 総合戦略を内包した計画にします。

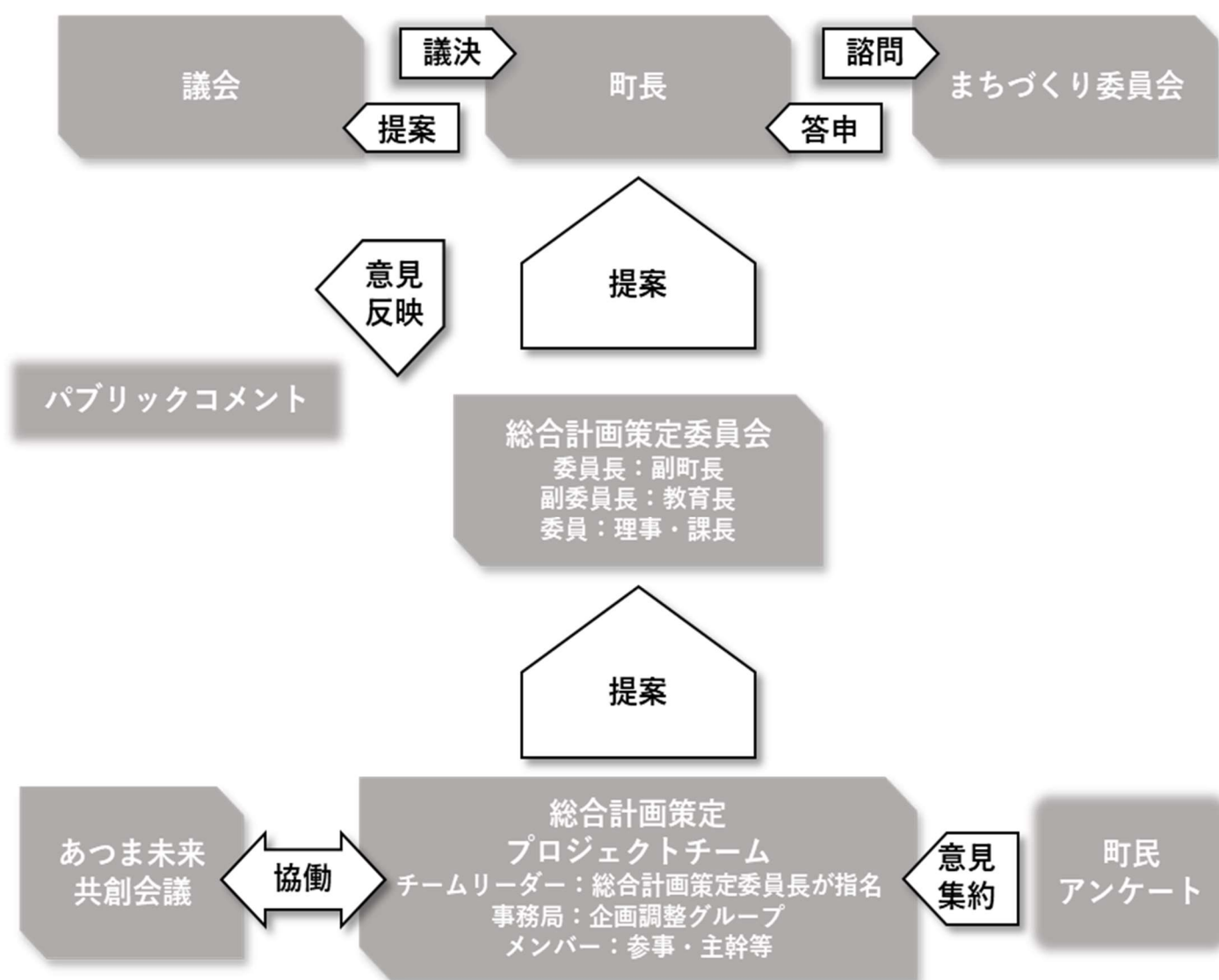
4 計画のスタイル

- (1) 計画の名称
第5次厚真町総合計画（仮称）
- (2) 計画期間
計画期間は令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。
- (3) 計画の構成
「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造
 - ◆ 基本構想
計画的かつ戦略的にまちづくりを行うための基本的指針で、10年間の長期的な構想を示します。
 - ◆ 基本計画
基本構想に基づき、達成すべき目標や、その道筋を示した前期・後期のそれぞれ5年間の中期的な計画を示します。総合戦略の具体的な施策は、基本計画に内包します。
 - ◆ 実施計画
基本計画で定めた数値目標や成果指標等を達成するための具体的な事業や実施期間を定めた、3年間の短期計画です。

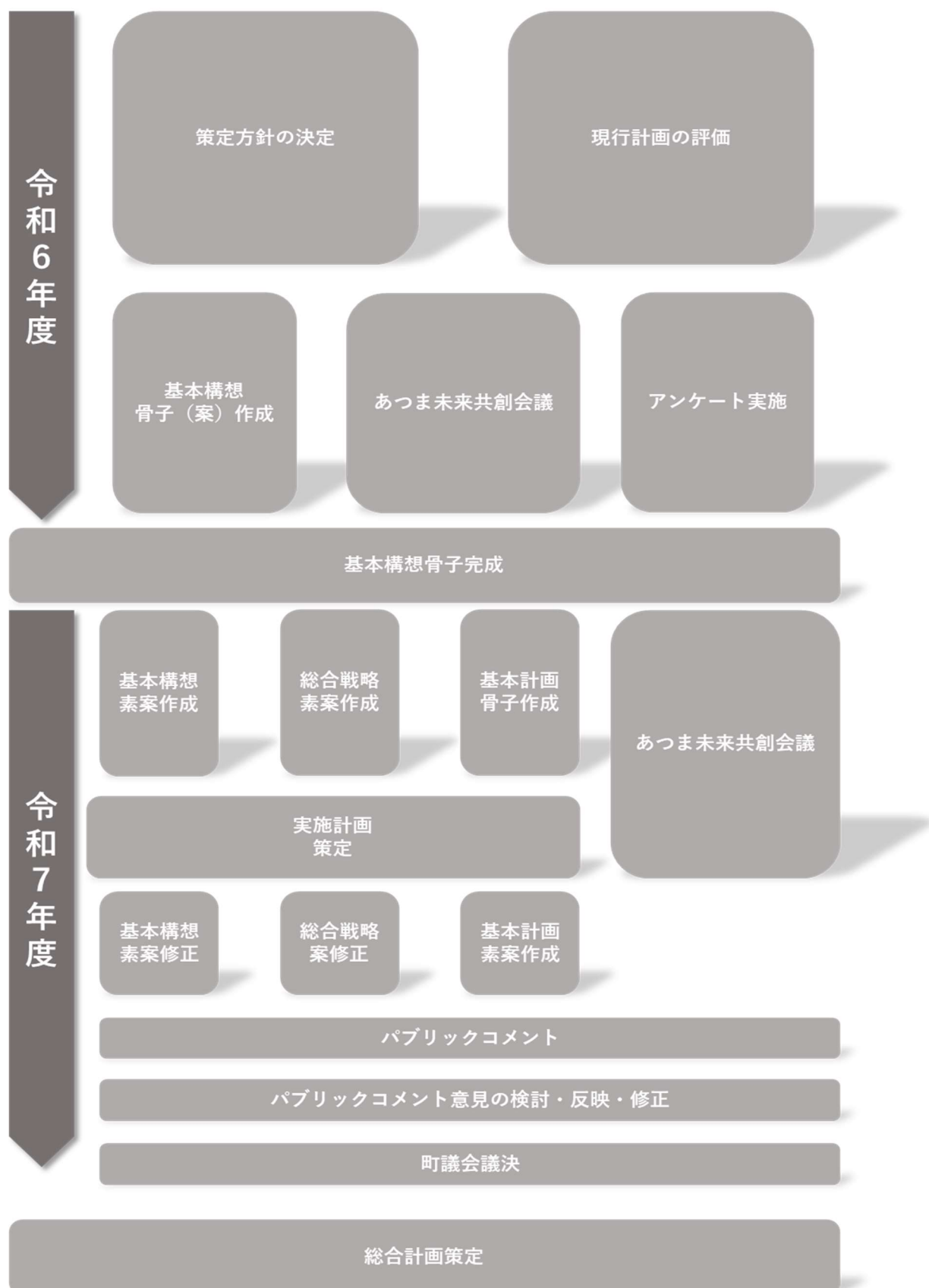
5 計画策定体制

- (1) まちづくり委員会
町長の諮問に応じ、総合計画策定に関して必要な事項を審議し、又は意見を具申します。町教育委員会委員や町農業委員会委員などで構成。
- (2) 総合計画策定委員会
まちづくり委員会に諮問するための、基本構想及び基本計画の素案を策定します。副町長、教育長、理事、課長で構成。
- (3) あつま未来共創会議（仮称）
総合計画策定プロジェクトチームと協働しながら、まちの現状や課題を洗い出すとともに、将来ビジョンや目標を共有し、総合計画策定委員会に意見提言する町民会議です。
- (4) 総合計画策定プロジェクトチーム
総合計画の具体的な内容を、分野ごとに検討します。参事又は主幹級以下の職員で構成します。

○計画策定体制図



6 計画策定スケジュール



まちづくり推進課企画調整グループ

第 4 次厚真町総合計画改訂版の進ちょく（振り返り）について

町では、現行の第 4 次厚真町総合計画改訂版の基本計画に定められた「まちづくり指標」の進ちょく状況及び達成度について点検し、現時点での自己評価を行いましたので報告します。なお、『第 5 次厚真町総合計画策定方針（案）』では、令和 6 年度中に「現行計画の評価」を実施することと定めています。

1 まちづくり指標と評価の方法について

現行計画では、5 つの基本目標のもとに 20 の基本施策を掲げており（図 1）、20 の「基本施策の達成度を測るための指標」として「まちづくり指標」を設定しています。本報告では、全 59 項目（別紙 1）の指標について、令和 5 年度までの実績値と、予め定めた目標値（めざそう値）とを比較し、その達成度に応じて評価分類（表 1）を行いました。

図 1. 現行計画の施策体系（現行計画 16 ページより）

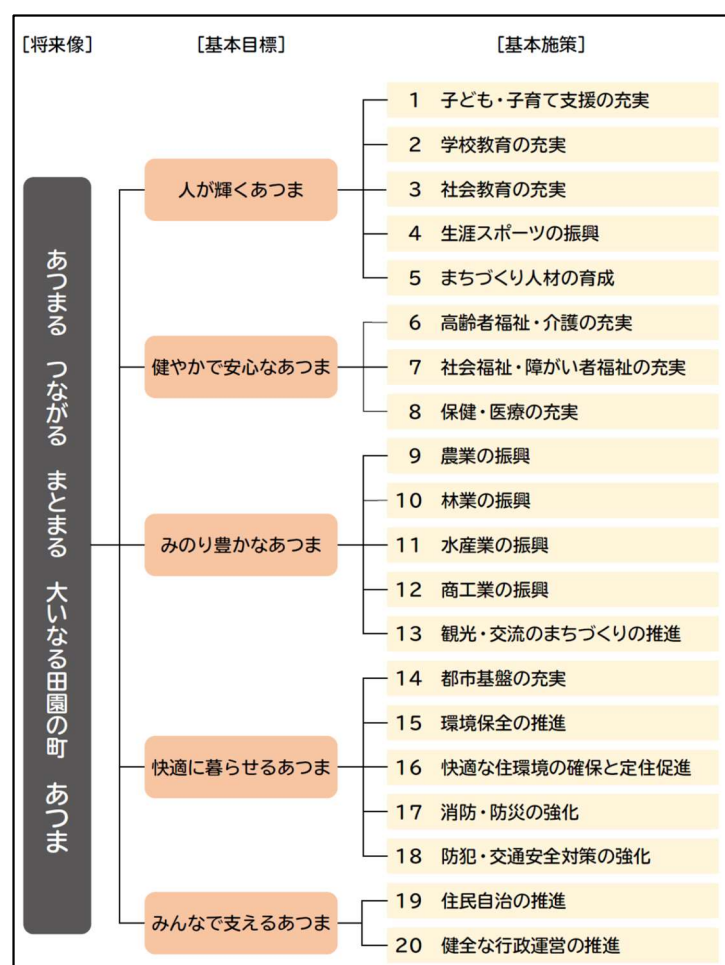


表 1. まちづくり指標の評価分類

評価分類	
目標達成	S
おおむね達成（達成率50%以上）	A
現状維持（達成率50%未満）	B
数値に落ち込みがみられる	C
その他（数値が取得できないなど）	-

※現行計画136ページより。

2 評価結果

評価結果を表2.示しました。まちづくり指標全体の達成率は77.2%であり、当初定めた目標を「おおむね達成」として評価するA評価としました。

基本目標別でみると、「5 みんなで支えるあつま」の、すべての基本施策で達成率が50.0%以下であったことから、次期総合計画策定に向けては、“住民自治の推進”や“健全な行財政運営の推進”に資する取組の検討や、あるいは、指標の設定や評価手法が適当であったか等、検証の余地があるものと考えられました。

まちづくり指標と達成率の詳細については、別紙2にまとめていますので参照ください。

表2. まちづくり指標と達成率

基本目標／（基本施策）	指標数	達成数	達成率	評価
1 人が輝くあつま	15	13	86.7%	A（おおむね達成）
（1）子ども・子育て支援の充実	3	3	100.0%	
（2）学校教育の充実	4	4	100.0%	
（3）社会教育の充実	2	2	100.0%	
（4）生涯スポーツの振興	2	2	100.0%	
（5）まちづくり人材の育成	4	2	50.0%	
2 健やかで安心なあつま	6	4	66.7%	A（おおむね達成）
（6）高齢者福祉・介護の充実	2	1	50.0%	
（7）社会福祉・障がい者福祉の充実	2	2	100.0%	
（8）保健・医療の充実	2	1	50.0%	
3 みのり豊かなあつま	17	14	82.4%	A（おおむね達成）
（9）農業の振興	5	4	80.0%	
（10）林業の振興	3	3	100.0%	
（11）水産業の振興	2	1	50.0%	
（12）商工業の振興	5	4	80.0%	
（13）観光・交流のまちづくり	2	2	100.0%	
4 快適に暮らせるあつま	14	11	78.6%	A（おおむね達成）
（14）都市基盤の充実	3	3	100.0%	
（15）環境保全の推進	3	3	100.0%	
（16）快適な住環境の確保と定住促進	4	4	100.0%	
（17）消防・防災の強化	2	0	0.0%	
（18）防犯・交通安全対策の強化	2	1	50.0%	
5 みんなで支えるあつま	5	2	40.0%	B（現状維持）
（19）住民自治の推進	2	1	50.0%	
（20）健全な行政運営の推進	3	1	33.3%	
まちづくり指標の達成率	57	44	77.2%	A（おおむね達成）

注）以下の理由により、指標数の合計は59になりません。

○数値が取得できなかった1項目について、評価対象から除外しています。

○「まちづくり指標の達成率」という1項目について、全体の指標数から除外しています。